

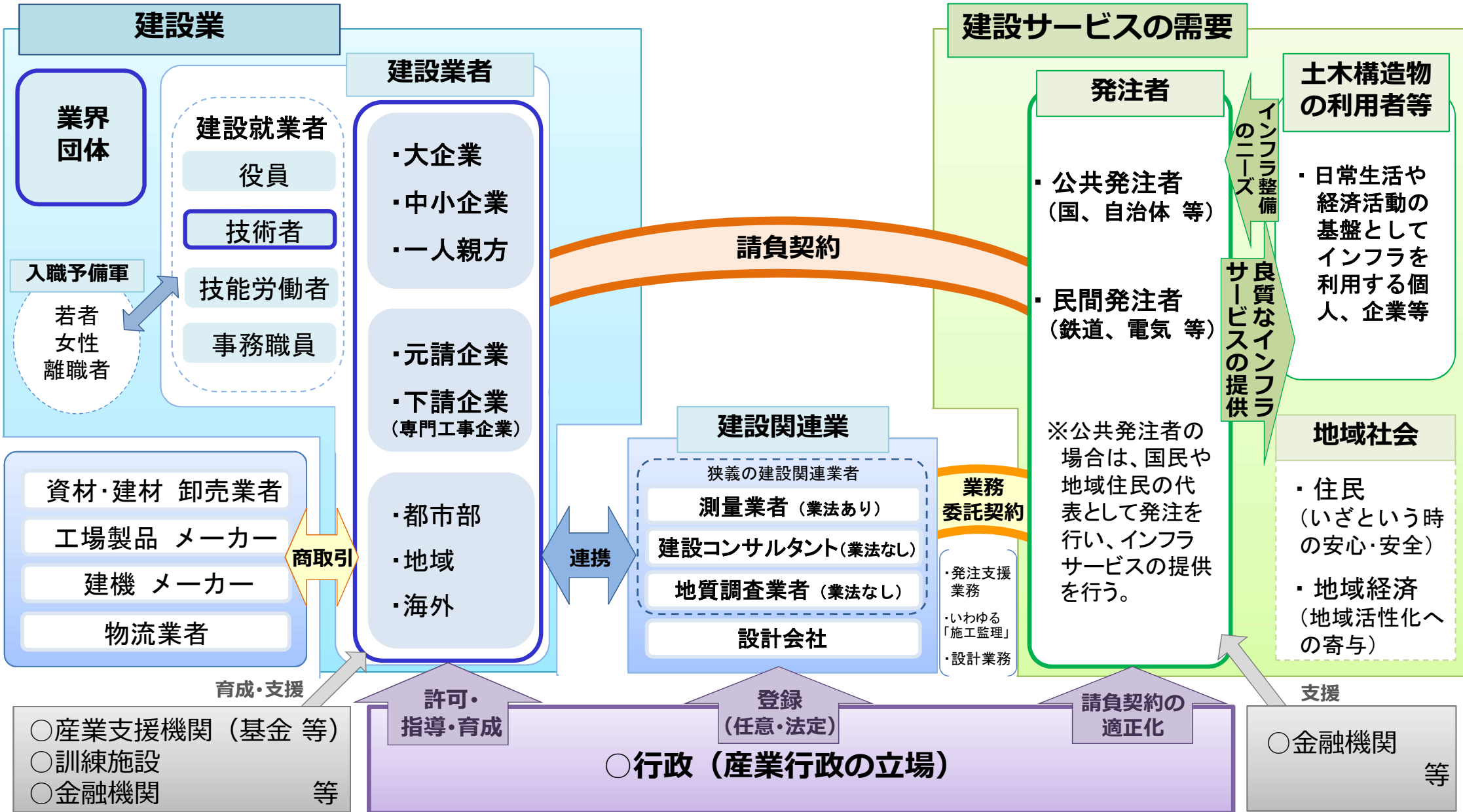
# 法制度・許可ワーキンググループ とりまとめ 参考資料

---

これまで	これから検討する際の視点
<p>○<b>全体的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工能力、資力、信用力に問題のある事業者が容易に参入していたことを背景に、不良不適格業者を排除する観点から、一定の要件を満たした事業者だけが建設業を営むことができる仕組み。</li> <li>・契約の片務性を解消するため、契約に着目し、民法上の請負契約に基づく注文者と受注者の関係を前提としつつ、契約自由の原則に一定の上乗せ規制(書面交付義務等)を課している。</li> <li>・許可を受けた建設業者間での自由な競争が前提(結果として、賃金や安全衛生、労働時間等にしわ寄せが行くケースも)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働力人口が減少し、担い手確保が建設業の重要課題になる中で、建設業従事者の働き方を意識した制度設計</li> <li>・生産性の向上を意識した制度設計</li> <li>・建設業への参入の状況が変化し、地域によっては建設業の供給力が不足する場合が生じうることへの対応</li> <li>・請負契約に限られない契約形態の規律</li> <li>・消費者(エンドユーザー)への保護を意識した制度設計</li> <li>・一定の競争性は確保しつつも競争に付すべきでない要因を加味した制度設計</li> </ul>
<p>○<b>業種や業態の違い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種区分を設けて、区分に応じて求められる技術的要件を定めている一方、それ以外の許可要件は共通しており、また請負に関する規定には業種や業態の違い(土木と建築の違いなど)に応じた差を設けていない。</li> <li>・公共工事については、その公共性から特別の規定や特別法が存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木と建築の違いなど業態の違いに応じたきめの細やかなルール設定</li> <li>・民間工事における規律</li> </ul>
<p>○<b>契約の履行や施工の適正性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の履行については、契約当事者である建設業者の民法上の責任関係に委ねることが前提。</li> <li>・現場に適正な技術者を配置することにより、施工の適正さを確保するという前提に立ち、技術者の資格や配置要件を規定。</li> <li>・技能労働者については位置づけなし。</li> <li>・建設業法の遵守は監督処分により担保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度で複雑な工事や外注比率の高い工事がある一方で、単なる組み立て作業となる工事もあるなど建設工事の多様化への対応</li> <li>・建設工事におけるICT化の進展に対応した施工管理</li> <li>・フロントローディング、BIM、CIMなどが広がる中、発注者、設計者、施工者の責任関係</li> <li>・施工に関する事業者の責任と技術者の責任</li> <li>・技能労働者のキャリアパスも意識した制度的な位置づけ</li> <li>・建設業者のコンプライアンスの取り組みの推進</li> </ul>

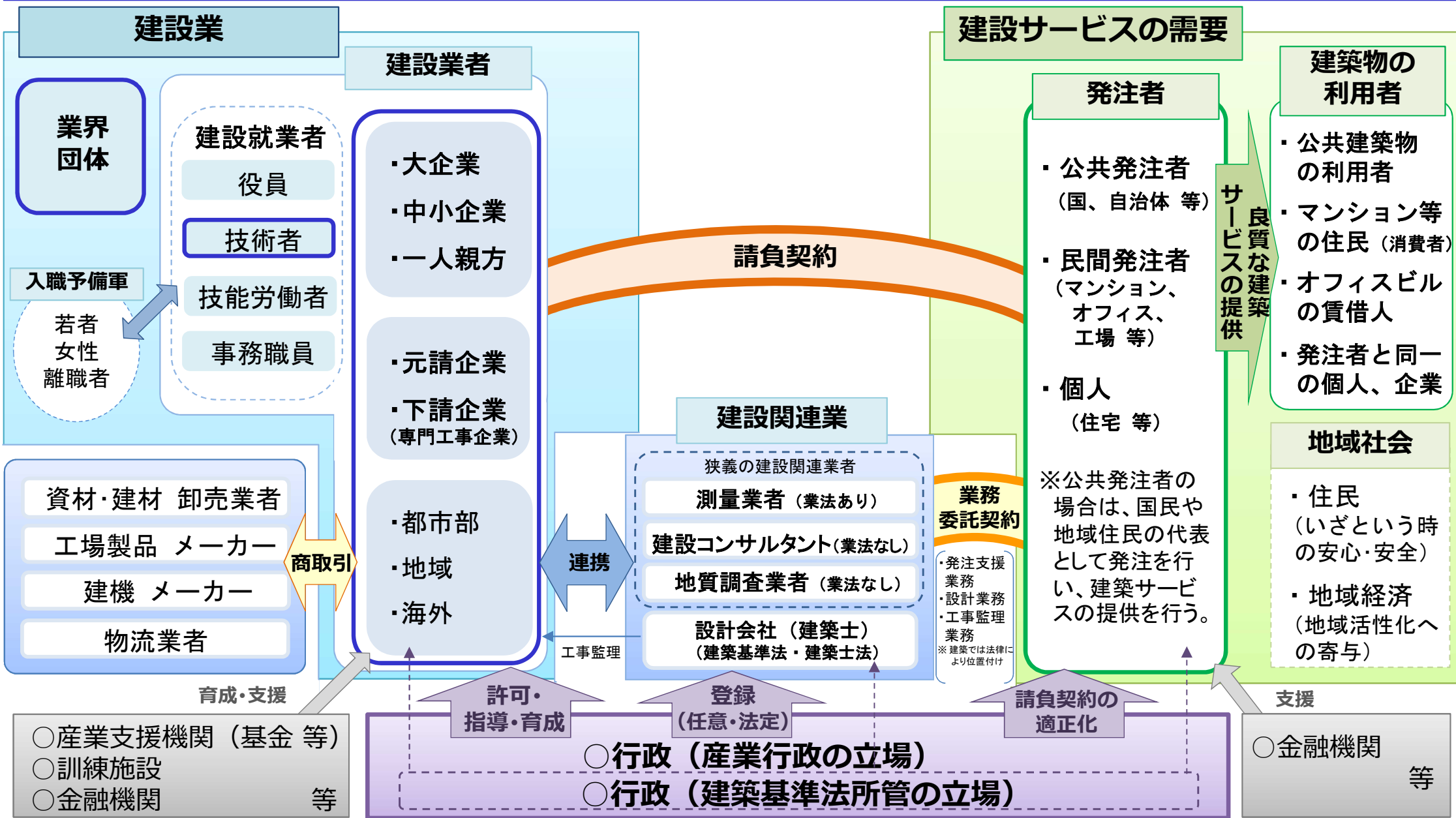
これまで	これから検討する際の視点
<p>○発注者の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の能力の差は考慮せず、事業として発注を行う発注者と発注経験の少ない発注者(個人等)も同様に保護される立場という前提。</li> <li>・公共発注者は建設業の適正化と健全な発達のために必要なプレーヤーという位置づけであり、管理や検査を実施</li> <li>・発注者が優越的地位を濫用しているとされる場合は独禁法の対象に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の能力差、多様性への対応</li> <li>・体制の弱い発注者への対応</li> <li>・担い手の確保や働き方、下請取引の適正化などの政策的要請について発注者にも果たしてもらうべき役割</li> <li>・受発注者間の請負契約の適正化に向けて十分に機能する仕組み</li> <li>・建築生産における発注者の役割を意識した制度設計</li> </ul>
<p>○規定の射程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事をめぐる直接的な法律関係である請負契約を規定の対象としており、請負契約以外の契約、発注者と受注者以外のプレーヤーは規定の射程外。</li> <li>・一定規模以下の工事については、多くの規定が適用外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に関わる請負契約以外の契約形態(CMなど)の位置づけ</li> <li>・プレキャスト化など施工形態の変化(建設業者間にとどまらない、請負だけでは律しきれない取引の多様化)への対応</li> <li>・発注者、受注者以外のプレーヤーの位置づけ</li> <li>・エンドユーザーの位置づけ</li> <li>・小規模な工事の実態を踏まえた対応</li> </ul>

建設産業は、インフラの整備・維持管理等を通じて良質なインフラサービスを提供するとともに、地域住民の安心・安全を確保し、地域経済を活性化する上で必須の存在



※ 太枠が現行の建設業法の射程範囲

建設産業は、建築物の整備・維持管理等を通じて良質な建築サービスを提供することに加え、住宅など、国民の基本的な生活を支える上で必須の存在



	土 木	建 築
公共	<p>&lt;公共土木の例：道路、下水道、護岸&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者による設計、検査、出来高管理</li> <li>・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている                     <ul style="list-style-type: none"> <li>－品確法による従業者の労働環境等への配慮</li> <li>－安全確保や社会保険加入等の推進</li> </ul> </li> <li>・発注者ごとの能力差が大きい</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公物管理法に基づく構造基準等(例えば道路構造令)に適合すること</li> <li>・設計や工事監理に関する業務は法定されていない(法律上の資格は求められていない)</li> <li>・建設業法、入契法、品確法等における位置付けあり</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請の重層化の程度は、一般に建築より少ない</li> </ul>	<p>&lt;公共建築の例：学校、公営住宅、庁舎、病院&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者による設計、検査、出来高管理</li> <li>・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている                     <ul style="list-style-type: none"> <li>－品確法による従業者の労働環境等への配慮</li> <li>－安全確保や社会保険加入等の推進</li> </ul> </li> <li>・発注者ごとの能力差が大きい</li> <li>・一般に、予算額ありきの工事金額になりやすい</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別法に基づく構造基準等(例えば医療法施行規則)に適合すること</li> <li>・建築基準法への適合、建築士法に基づく工事監理等の実施</li> <li>・設計や工事監理について、法律上の有資格者が行うことが必要</li> <li>・建設業法、入契法、品確法等における位置付けあり</li> </ul>
	民間	<p>&lt;民間土木の例：鉄道、電線路、発電用ダム&gt;</p> <p><b>【工作物の便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の利用者(不特定多数)に帰属</li> </ul> <p><b>【発注者の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者は鉄道や電気等のインフラ業が大半であり、発注に精通している者も多い</li> <li>・発注者として施工段階での関与は多い</li> </ul> <p><b>【法令への適合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道営業法や電気事業法等の関係基準に適合すること</li> <li>・設計や工事監理に関する業務は法定されていない(法律上の資格は求められていない)</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請の重層化の程度は、一般に建築より少ない</li> </ul>

発注者 類型	工事目的物 (例)	一般的な 発注能力	工事目的物の 所有者	エンド ユーザー	主な契約関係者
業を営む 上で継続 的に工事 の発注を 行う企業	分譲マンション	○	マンション 購入者	マンション 購入者	発注者-マンション購入者(売買契 約)、発注者-建設会社(工事請負 契約)
	賃貸マンション	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
	賃貸オフィス ビル	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
その他の 企業	工場、自社ビル	様々	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	商業施設	様々	発注者	テナント 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
個人	賃貸アパート	×	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
	個人店舗	×	発注者	所有者 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
	一戸建て	×	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)

※ 各類型においては、新築の場合とリフォーム等の場合とがある。

また、以上は一般的な例を示したものであり、実際には様々な業態があることを踏まえれば、これらに該当しない場合もあり得ることに留意する必要。

# 建設業就業者に係る概念

## ①建設工事従事者

○建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

## ②建設工事の担い手

○建設業法

(建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保)

第二十五条の二十七 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

## ③建設工事に従事する労働者

○建設業法

(下請負人に対する特定建設業者の指導等)

第二十四条の六 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

## ④建設工事の施工に従事する者

○建設業法

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の三 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。



(現行制度の適用除外等の取扱)

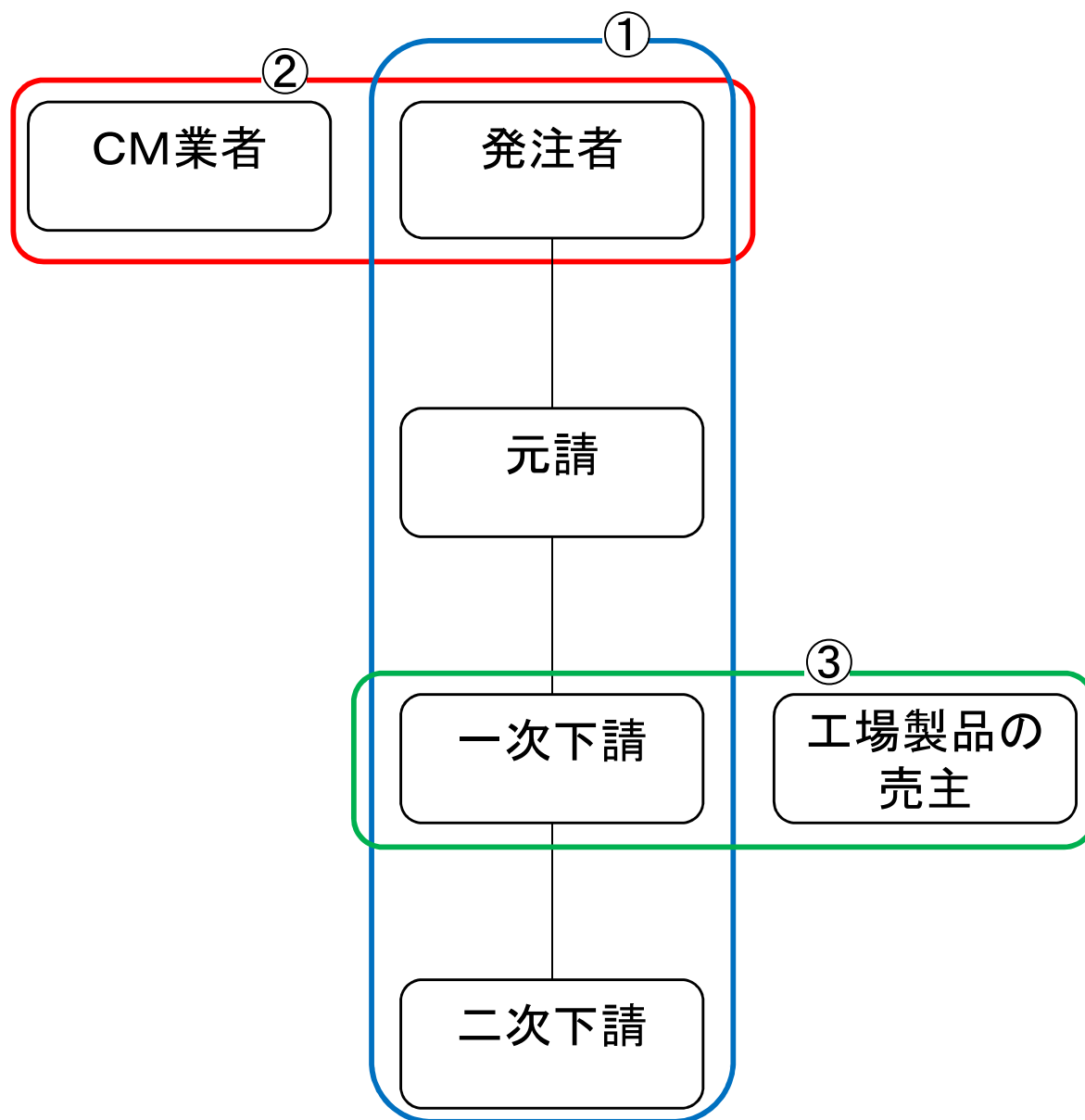
- 建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

- 取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。
- 建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

# ① 請負契約や受発注者間の規律

---



① 請負契約について(現行建設業法の適用範囲)

- ・受注者の規律
- ・発注者の規律
- ・注文者(発注者及び下請契約における注文者)による適切な対応の促進

② 工事の実施に関連して発注者が締結する契約のうち、請負契約以外の契約について

- ・例えば、CM業者との委託契約

③ 工事の実施に関連して受注者が締結する契約のうち、請負契約以外の契約について

- ・例えば、工場製品の売買契約

- 建設工事の適正な施工の確保を図ることに加え、働き方改革による罰則付時間外労働規制が建設業にも適用されること、働きやすい職場とならなければ担い手の確保もままならないことを踏まえ、受注者の責務として、例えば、以下に示すような事項を盛り込む方向で検討すべき。
- また、受注者の責務のあり方を検討するに当たっては、建設工事における重層下請構造の実態を踏まえ、元請と下請との関係のあり方についても併せて検討すべき。

（例）

- 受注者が、適正な工期、請負代金額で契約を締結する責務  
（ダンピング工期受注等の禁止）
- 適正な請負代金額（法定福利費相当額を含む）や適正な工期での下請契約を締結する責務
- 建設企業が雇用する技能労働者の確保・育成の責務
- 適正な施工を確保するための、工場製品の売買契約に当たって当該製品の品質を確認する責務

※ 適正な工期設定を責務として検討する際には、請負代金と工期との関係に留意しつつ、建設業に時間外労働規制が適用されることを反映したものであることが必要。

- 現行の建設業法では、業を営む上で継続的に工事の発注を行う企業（いわゆるプロの発注者）やほとんど発注経験のない個人等（いわゆるアマの発注者）が同列に扱われており、個人発注者等に特化した規定は設けられていない。
- 今後、ほとんど発注経験のない個人等でも安心して発注できるよう、受注者からの情報提供や契約内容の説明のあり方など個人発注者等のために必要な制度について検討すべき。
  - ※ 現行の建設業法では、個人発注者の保護のための特段の規定は設けられておらず、その結果、特定商取引法や割賦販売法が適用されている点にも留意した検討が必要。

## <現行制度>

### （契約の前段階での規定）

- ・ 注文者（発注者及び下請契約における注文者）から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、見積書を提示（§ 20②）

### （契約締結後の規定）

- ・ 建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人の変更請求（§ 23①）
- ・ 発注者から請求があったときは、施工体制台帳を発注者の閲覧に供する（§ 24の7③）
- ・ 発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示（§ 26⑤）

（参照条文）

○建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）  
（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

（下請負人の変更請求）

第二十三条 注文者は、請負人に対して、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第二十四条の七

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条

5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

- 働き方改革による罰則付時間外労働規制が建設業にも適用されること、働きやすい職場とならなければ担い手の確保もままならないことを踏まえると、受注者の規律はもとより、受注者が規律を遵守する上で発注者の果たす役割も重要である。そのため、発注者の責務として、例えば、以下に示すような事項を盛り込む方向で検討すべき。
- また、例えば小規模な地方公共団体など、発注者の中には技術職員の減少等により適切に役割を果たすことが困難な者もいることを踏まえ、CM制度など発注者体制を補完し発注者が適切に役割を果たせるよう支援する方策を設ける方向で検討すべき。


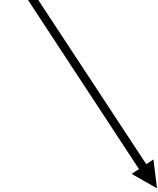
(例)

- 適正な工期の設定を行う責務
- 適切な設計図書の提示、施工条件の明示を行う責務
- 適切な設計図書の変更、請負代金の額又は工期の変更を行う責務




※ 適正な工期設定を責務として検討する際には、請負代金と工期との関係に留意しつつ、建設業に時間外労働規制が適用されることを反映したものであることが必要。

- 建設業法において、不適切な請負契約の締結等を行った注文者（発注者及び下請契約における注文者）への対応としては以下の規定があるが、十分にワークしていない状況（例えば、公正取引委員会への措置請求等については、規定の対象が不当に低い請負代金や不当な使用資材等の購入強制に違反した場合等に限られており、不当に短い工期などは対象となっていない。）。
- 今後、働き方改革実行計画に基づき、長時間労働の是正に向けた必要な環境整備を進めていく観点からも、例えば、注文者への勧告制度の運用面又は制度面の見直しを行い、不適切な請負契約の締結等を行った注文者に対して勧告等ができる仕組みとするといった方向で検討すべき。

## 【注文者である元請への対応】

- 元請建設会社  法第19条の3、第19条の4（＝独禁法第19条）に違反している場合は、独禁法により対応  
※許可行政庁は公正取引委員会に措置請求するのみ
-  法第28条第7項により、国土交通大臣又は都道府県知事より勧告  
※1次下請に対して指示処分をする場合に限られている

## 【発注者への対応】

- 公共発注者  法第19条の5により、国土交通大臣又は都道府県知事より勧告
- 民間発注者  独禁法により対応（措置請求規定なし）
- 全ての発注者  法第28条第7項により、国土交通大臣又は都道府県知事より勧告  
※元請に対して指示処分をする場合に限られている

- 建設生産システムにおける契約関係としては、受発注者間の請負契約のほか、発注者が締結する請負契約以外の契約(例えば、土木における建設コンサルタントとの設計業務委託契約、建築における建築士事務所との設計業務委託契約・工事監理業務委託契約、CM方式による委託契約など)や受注者が締結する請負契約以外の契約(例えば、工場製品製造業者との売買契約、資材搬入や交通誘導を行う業者との委託契約など)がある。
- 建設生産物の品質を確保するためには、請負契約のみならず、請負契約以外についても、契約内容の特性を踏まえつつ、適正な施工を確保する上で必要な規律について検討すべき。



## 【建設工事の適正な施工に係る重要度合い】

## 【行政による関与の度合い】

どのような関与がありうるか(まず、CM制度と工場製品について検討)。

建設業の許可・監督



	請負契約	アットリスクCM	ピュアCM
契約の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建設工事の完成</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建設工事の完成</u></li> <li>・発注者の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者の補助</li> </ul>
契約関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者が<u>建設会社を選定</u></li> <li>・受注者が<u>請負契約を締結</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アットリスクCMRが<u>建設会社の選定の全部又は一部を実施</u></li> <li>・アットリスクCMRが<u>建設会社と請負契約を締結</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的には分離発注により、<u>発注者が直接、専門工事会社と請負契約を締結</u></li> </ul>
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者が<u>工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメントを実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アットリスクCMRが<u>工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメントを実施</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピュアCMRが<u>工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメントを実施</u></li> </ul>
備考	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負契約との類似点が多い。</li> <li>・請負契約では行われない<u>設計のマネジメントも行う場合がある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負契約との類似点は少ないが、<u>建設工事の適正な施工や発注者の保護の観点からは重要な役割を担う。</u></li> <li>・請負契約では行われない<u>設計のマネジメントも行う場合がある。</u></li> </ul>

- アットリスク型のCM方式については、CMRが発注者に対して建設工事を完成させる責務を負っており、また建設会社と直接請負契約を締結するなど、建設工事の完成を目的として締結する請負契約に類するものであると考えられる。
  - ※ 実態上も、これまでアットリスク型のCMRの選定に当たっては建設業許可が要件となっている。
- ピュア型のCM方式については、CMRが建設工事の完成に責任を負うものではなく、建設工事の完成を目的として締結する請負契約とは性質が異なるが、工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメントを行っており、建設工事の適正な施工や発注者の保護の観点から重要な役割を担うものである。
- 今後、CM方式による契約について一層の増加が見込まれることを見据え、例えば以下のような方向で検討する必要がある。

(例)

- アットリスク型のCM方式については、建設工事を完成させる責務に関しては請負契約と同様の扱いとする。
- ピュア型のCM方式については、発注者の能力を補完し、発注者が適切な役割を果たせるようにする観点から、CMRに求められる能力(施工管理の能力など)について検討するとともに、発注者が利用しやすい仕組みの創設に向け、具体的な制度設計について検討すべき。
- ※ なお、CM方式においては、設計のマネジメントも行われており、この点も留意した制度設計の検討が必要。また、アットリスク型のCM方式に対して、建設業法上のどのような規定を適用するか(例えば、一括下請負禁止の規定を適用するか否か)など建設業法との関わりについて検討すべき。

- 受注者が締結する請負契約以外の契約のうち工場製品の売買契約については、売買の対象物が建設生産物の一部を構成するものであり、これら工場製品の不具合は、建設生産物の品質の低下に直結し、ひいては建設工事の適正な施工に重大な影響を及ぼしうるもの。
- 民事上は、工場製品に不具合が生じた場合、工場製品の製造者は買主である建設企業に対し、売買契約に基づく瑕疵担保責任を負っていることから、建設企業は製造者に対して工場製品の修補を請求することができる。一方で、建設工事の適正な施工の確保の観点からは、単に製造者が民事上の責任を果たすのみならず、建設業の許可行政庁として、製造者に対して再発防止のための取組を促すことが公益上必要な場合もある。
- 今後、生産性向上のため工場製品化が更に進展することを見据え、例えば、以下のような対応ができるよう検討すべき。

(例)

- 例えば、施工不良の調査等において、原因究明を行う上で建設企業への報告徴収・立入検査では不十分である場合等において、工場製品の製造者に対しても、許可行政庁による報告徴収・立入検査を行うことができるようにする（建築基準法においては、既に製造者に対する規定が整備されている(次頁)）
- また、例えば、調査の結果、許可行政庁が建設企業に対し指示処分を行った場合において、再発防止のため製造者への是正措置が必要であるときは、製造者に対して適切な措置をとるべきことを勧告するようにする

(参考) 現行の建設業法第28条第7項においては、国土交通大臣又は都道府県知事は、一定の条件に該当し建設業者に指示処分をする場合において、特に必要があると認めるときは、注文者(発注者及び下請契約における注文者)に対しても、適切な措置を執るべきことを勧告することができることとされている。

## ② 許認可制度

---

- 建設業法においては、主に不良不適格業者を排除する観点から、建設業の許可にあたっては以下の4点を要件としている。
- 一方、労働力人口が減少し、担い手の確保が建設業の重要課題となる中で、働き方や生産性の向上を意識した制度設計が求められている。また、建設企業に過剰感があったこれまでとは異なり、中長期的には、地域によっては建設業の供給力が不足し、インフラの維持管理に支障を来す事態も懸念される。
- 今後、例えば、建設工事従事者の労働福祉(社会保険加入や長時間労働の是正等)を確保する観点や、地域の守り手としての役割が期待できる建設企業を確保していくという観点も踏まえ、中長期的に許可制度の全体像を見直す方向で検討すべき。
- また、個々の許可要件の検討に際しては、請負契約の適正な履行のための最低限の要件であると考えられることから、以下の許可要件のうち②及び④については引き続き同様とし、①及び③について個別に見直しの検討を行うこととする。

## <現行制度:許可の要件>

(1)経営の安定性
①経営能力 (経営業務管理責任者)
②財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)
(2)技術力
③業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)
(3)適格性
④誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

- 経営業務管理責任者要件については、事業者の経営陣に経営業務の一定の経験者の配置を求めることを通じ、適正経営の確保を図るために設けられているところ。
- この点、小規模な会社や製造業等を兼業している会社において、経営業務管理責任者の経験年数の要件を満たす者を充てることが困難であることから、緩和を求める声がある一方、そもそも建設企業が過剰な地域もある中、不良不適格業者の排除のため緩和すべきでないとの声もある。
- また、経営業務管理責任者の職務内容について建設業法の規定は置かれていない。
- このことから、経営業務管理責任者については、当面、経験年数の見直しを行う一方、今後、経営のガバナンスの観点等からその役割や責任を明確化するとともに、より実効性のある要件への見直しも含めて検討すべき。

## <現行制度>

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『**経営業務管理責任者要件**』（**建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、一名以上常勤役員等**であること）がある。

① 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

③ 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者

－経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験

－7年以上経営業務を補佐した経験

○ 業務を執行する社員  
(持分会社の業務を執行する社員)

○ 取締役

○ 執行役

○ 上記に準ずる者(組合等の理事等)

- 営業所専任技術者要件については、建設工事の請負契約の適正な締結及びその履行を技術力の観点から担保するため設けられてきた。
- 営業所専任技術者については、営業所に常勤して職務に従事することが求められているが、これまでも、一定の範囲で建設工事の現場技術者との兼務が認められてきたところ。
- 今後、技術者の確保の状況やICTの利用環境の向上を視野に入れ、建設業法上の営業所が公共工事の地域要件に利用されていること等も考慮しつつ、営業所専任技術者要件そのもののあり方、現場技術者と兼務できる範囲のあり方について検討すべき。その際、建設業の営業拠点である営業所が備えるべき機能や体制について検討すべき。

## <現行制度>

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『営業所専任技術者要件』  
(その営業所ごとに、**次のいずれかに該当する者で専任のもの**を置く者であること)がある。

○許可の種類(特定/一般)及び各業種区分に応じた技術者要件を満たす者

(例)建築工事業の場合

- ・特定建設業…建築士(一級のみ)、建築施工管理技士(一級のみ)
- ・一般建設業…建築士(一級・二級)、建築施工管理技士(一級・二級)

○「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう(以下の者は原則として専任とは言えない)。

- ①住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤不可能な者
- ②他の営業所において専任を要する者
- ③建築士や宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者
- ④他に個人営業を行っている、他の法人の常勤役員である等他の営業等について専任に近い状態にある者

- これまでも建設業の許可の際には、許可行政庁は申請会社の社会保険の加入状況について確認・指導がなされているところ。
- 今後の建設業の担い手確保を考えれば、社会保険の加入など労働者福祉への取組状況を許可要件にすることも含め、許可に際しての取扱いを強化する方向で検討すべき。
- その際、労働者福祉の状況を許可要件（建設業法第7条）あるいは許可の条件（建設業法第3条の2）とすることが建設業法の趣旨に照らして適当か、経営事項審査等の企業評価制度との役割分担をどうすべきか、といった点について検討すべき。



- 建設業法においては、一定金額未満（建築一式工事以外は500万円未満、建築一式工事は1,500万円未満等）の軽微な工事のみを請け負う者については、建設業許可を得なくても建設業を営むことができることとされている。
- 一方、同法では、建設業許可業者に対する規定だけでなく、許可を受けていない建設企業に対しても一定の責務を課すとともに、指導監督や不正事実の申告ができる仕組みとなっている。
- 今後、例えば、無許可業者にも適用される規定の拡充、技術者を配置すべき場合の整理、一定の種類の記事を業として営む場合の届出制度あるいは登録制度の検討など、より実効性を高めていく方向で検討すべき。

## <現行制度：無許可業者も対象とした規定>

(例)

- ・ 請負契約を公正に締結し、誠実に履行する義務、書面主義（§ 18、§ 19）
- ・ 一括下請負の禁止（請ける側）（§ 22②）
- ・ 不正事実の申告（§ 30②）
- ・ 許可を受けていないにもかかわらず、建設業者であると明らかに誤認される表示の禁止（§ 40の2）
- ・ 指示処分・営業停止（§ 28②③）、報告徴収・立入検査（§ 31①）、指導・助言・勧告（§ 41①）

- 建設業許可の申請に当たって、建設業法及び同法施行規則において、許可要件に係る審査書類及び適切な事業者選定の利便性等のため公衆の閲覧に供する添付書類の提出が求められているところ。
- この点、一部の確認書類、添付書類については、当該書類の用意が申請者、審査方双方の負担となっているとの指摘もあり、電子申請への変更と申請書類等の簡素化について検討すべき。その際、虚偽申請に係る対応等のあり方についても併せて検討すべき。

## 1. 建設業許可に係る申請書類（許可要件に係るもの）

### <許可要件の審査に係るもの>

- 建設業許可申請書（第1号）【§7③、§8】
- 役員等一覧表（第1号別紙1）【§7③、§8】
- 営業所一覧表（第1号別紙2）【§7②】
- 収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄（第1号別紙3）【§10】
- 専任技術者一覧表（第1号別紙4）【§7②】
- 誓約書（第6号）【§8】
- 経營業務の管理責任者証明書（第7号）【§7①】
- 経營業務の管理責任者の略歴書（第7号別紙）【§7①】
- 登記事項証明書【§8】
- 市区町村の長の証明書【§8】
- 専任技術者証明書（第8号）【§7②】
- 実務経験証明書（第9号）、指導監督的実務経験証明書（第10号）  
卒業証明書、資格証明書等【§7②】

### 【申請書類】 ※（ ）内は様式番号。【 】内は許可基準・欠格要件に係る関係条文。

- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（第11号）【§7③、§8】
- 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（第12号）【§7③、§8】
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（第13号）【§7③、§8】
- 株主（出資者）調書（第14号）【§7③、§8】
- 貸借対照表（第15号、第18号）【§7④】
- 損益計算書・完成工事原価報告書（第16号、第19号）【§7④】
- 株主資本等変動計算書（第17号）【§7④】
- 注記表（第17号の2）【§7④】
- 附属明細表（第17号の3）【§7④】
- 商業登記簿謄本【§7③、§8】

## 2. 建設業許可に係る申請書類（許可の審査に係るもの以外）

<許可要件の審査に係るもの以外> ※公衆の閲覧の用に供する等の目的により提出させている

- 工事経歴書（第2号）○直前3年の各事業年度における工事施工金額（第3号）
- 使用人数（第4号）○国家資格者等・監理技術者一覧表（第11号の2）○定款

- 営業の沿革（第20号）○所属建設業者団体（第20号の2）
- 納税証明書○健康保険等の加入状況（第20号の3）
- 主要取引金融機関名（第20号の4）

## 3. 建設業許可に係る確認資料

申請書類とは別に、各許可行政庁において、許可要件に適合しているか否かを確認するための書類を求めている。

【一般的な確認書類の例】※【ガ】…「建設業許可事務ガイドライン」に定めているもの

### 【経營業務の管理責任者】

- (1) 常勤性
  - ①健康保険被保険者証等【ガ】
  - ②住民票等
- (2) 経歴（法人役員の場合）
  - ①期間
    - ・商業登記簿謄本等【ガ】
  - ②業種
    - ・建設業許可通知書
    - ・請負契約書等（許可を有しない期間がある場合）

※申請内容により、上記以外の書類により確認する場合がある。

### 【営業所の専任技術者】

- (1) 常勤性
  - ①健康保険被保険者証等【ガ】
  - ②住民票等
- (2) 資格要件（実務経歴の場合）
  - ①経歴内容
    - ・建設業許可通知書
    - ・請負契約書等（証明者が許可を有していない場合、指導監督の実務経歴の場合）
  - ②経歴期間中の常勤性
    - ・健康保険被保険者証等

### 【営業所】

- (1) 実態
  - ①営業所の地図（最寄りの交通機関等の位置を明示した概略図）【ガ】
  - ②営業所の写真（外観、入り口付近、内部を写したものの）【ガ】
- (2) 使用権原
  - ①不動産登記簿謄本（自社所有の場合）【ガ】
  - ②賃貸借契約書等（賃貸借の場合）【ガ】
- (3) 常勤性（令3使用人関係）
  - ①健康保険被保険者証等【ガ】
  - ②住民票等
  - ③委任状等（代表権のない場合）

## 4. 審査実務の実態（許可実務担当者からのコメント）

### 【経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者 共通】

- ✓ 過去の実務経歴等について、書類が未作成・未保存のため、確認書類の提出が困難な状況も多い。
- ✓ 他社での経歴の場合、申請者が当該他社から証明をもらえない場合や確認書類を入手できないケースも多い。
- ✓ 住民票を移していない場合も多く、別途、居住箇所の賃貸借証明書や公共料金の領収書などで確認が必要となる。
- ✓ 営業所から居住地が遠隔地にあり、常勤性が疑われるケースも多い。

### 【経營業務の管理責任者 関係】

- ✓ 登記されている役員以外の立場（令第3条に規定する使用人や執行役員等）での経歴の場合、別資料での確認が必要。
  - 令第3条に規定する使用人：着任時と退任時がわかる変更届出書の写し、経歴期間中の許可申請書の写し
  - 執行役員等：組織図、業務分掌規程、定款、取締役会の議事録、人事発令書等

### 【営業所関係】

- ✓ 写真で見ると、書類が一切なく机と椅子と電話だけというものも多く、真に営業所としての実態を有しているかの判断に迷う場合も多い。

## ③ 建設就業者関連制度

---

- 現行の建設業法においては、技術者については、工事現場における工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者や主任技術者を置かなければならないこととされている。
- 一方、技能労働者については、建設業従事者の中で約330万人を占め、建設工事の適正な施工のために重要な役割を果たしているが、建設業法上の位置付けはない。
- この点、中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、施工現場における「技術」と「技能」の違い等を踏まえつつ、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置付けについて検討すべき。

(例)

- 技能労働者自身に対する責務
- 技能労働者を雇用する建設企業に対する責務
- 施工体制台帳における登録基幹技能者等の位置付けの明確化
- 元請負人による下請負人への意見聴取事項として、技能労働者に求められる技能の明確化

(参照条文)

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(下請負人の意見の聴取)

第24条の2 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第24条の7 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

(建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保)

第25条の27 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。